

保育園の申込・基本編



申請書類について

次年度分申請書配布

配布時期：令和 8 年 9 月 4 日（金）～

配布場所：区役所 一部の書類は 8 月 1 日より大阪市 HP からダウンロード可能

※ 9 月 4 日～10 月 15 日は各保育園でも配布



提出書類

※年度ごとの申請が必要です。
その年度にすでに申請をしている場合は、
毎月申請をする必要はありません。

●すべての保護者の方に共通して記入していただく書類

「子どものための教育・保育給付

保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」

「利用調整調査票（その 1・2）」

「個人情報に係る同意書及び利用申込みに係る確認書」

「個人番号記載用紙」

●保育が必要な理由を証明する書類 ※保育が必要な理由により提出書類が異なります。

「就労証明書」

「就学等証明書・求職活動状況申告書」

「介護・看護状況申告書」 など

●申込児童又は世帯の状況に応じて必要な書類

・児童の障がい・疾病にかかる必要書類：「対象児童用診断書」

・20歳以上65歳未満の同居の親族、65歳未満で1Km 圏内に別居の祖父母の証明
：「保育理由証明及び申告書」

・ひとり親の方：「児童扶養手当証書」 など

・市外から転入された方：「課税証明書」

※その他、必要に応じて提出をお願いします。

※申請書類は「保育施設・事業利用の案内」にセットしてありますが、必要に応じて区役所に取りに来ていただくか、大阪市の HP からダウンロードをお願いします。

一斉入所

保育園の入所（園）には
年度始まりの4月1日から入所する「一斉入所」と
4月2日以降の年度途中で入所する「途中入所」が
あります。

1 次調整 ※1年で一番多く募集枠があります

- ① 申込・面接の予約
大阪市行政オンラインシステムで予約受付をします。
予約受付開始：令和8年9月9日（水）9時～
募集予定人数公表（大阪市HPにて）：令和8年9月9日（水）
- ② 申込・面接
期間：令和8年10月1日（木）～10月15日（木）
場所：お住まいの区指定の面接会場（鶴見区は鶴見区役所403、404会議室）
※申請書持参の上、お子さま同伴で。
- ③ 申込状況公表（P.4で説明）
令和8年10月28日（水）
- ④ 不足書類提出・希望先変更
提出締め切り：令和8年11月16日（月）
※希望先変更をするには、「変更届」を提出いただきます。
- ⑤ 結果通知
結果通知：令和9年1月25日（月）発送 すべて郵送にて通知します。



2 次調整

※1次調整の結果、空き枠がある場合に行います。
1次調整で保留となった方と新たに申請された方を対象に調整を行います。

- ① 申込・面接・希望先変更
期間：令和9年1月8日（金）～2月5日（金）
場所：鶴見区役所1階12番窓口
※新規の方は申請書持参の上、お子さま同伴で。
1次調整で申請済みの方で希望先等変更される場合は「変更届」を提出。
- ② 空き情報公表
令和9年1月25日（月）
- ③ 結果通知
結果通知：令和9年2月26日（金）発送 すべて郵送にて通知します。



途中入所

① 申込・面接・希望先変更

受付期間：入所希望月の前月 5 日（土日祝の場合は翌開庁日）

受付場所：鶴見区役所 1 階 12 番窓口

※新規の方は申請書持参の上、お子さま同伴で。

年度内に申請済みの方で希望先等変更される場合は「変更届」を提出

② 空き情報公表

毎月 1 日（翌月分を公表）

③ 結果通知

20 日前後に結果を通知します。

内定の方には電話連絡、保留の方には郵送します。

※保留の通知は入所希望月分のみ郵送されます。翌月以降は内定の場合のみの連絡となります。

※区によって通知の時期、方法は異なります。



内定された場合・・

入所するまでに説明会、健康診断、制服採寸、用品購入などがあります。
日程等については園から案内があります。



※利用できるクラス

- ・ 4 月 1 日時点の年齢で利用するクラスが決まります。
- ・ 鶴見区の保育所は原則、生後 6 か月からの利用となっています。
※一部の園については、2 か月からの利用が可能
- ・ 1 次調整でのお申し込みは、原則令和 8 年 10 月 1 日以前に生まれた方になります。
（2 か月から利用可能な園を除く）



選考方法

添付資料 1
P.1～P.4 参照

4

●保育の必要性が高いお子さまが優先的に利用できるよう、「保育利用調整基準」に基づいて点数をつけます。

- ①「基本点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定します。
父、母ともにそれぞれ100点満点、合わせて200点が満点となります。
- ②「調整指数表」により、世帯の状況に該当する内容に応じて加点、減点を行います。
- ③「基本点数」と「調整指数」を合算します。

基本点数
(父、母ともにひとり100点満点
＝200点満点)



調整指数
世帯の状況に該当する内容に応じて
加点・減点

●募集数より申込数が多かった場合は「利用調整」によって入所者を決定します。

- ①点数の高い世帯から順に利用を決定します。
- ②同一点数で並んだ場合は、「順位表」により優先順位を決定します。

※保育利用調整基準は年度で変更される場合があります。

※大阪市内の保育施設等で勤務している保育士、看護師等のお子さまは優先的に利用調整を行っています。



申込状況・空き状況

添付資料 2
P.5～P.9 参照

一次調整

申込状況は1次調整受付締切後に公表されます。

令和8年10月28日(水)

※申込者数は第1希望の園のみに計上されています。



途中入所

毎月1日に翌月の空き状況がホームページに公表されます。



参考)令和8年度一斉入所1次調整申込み状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
募集数	215	230	87	47	18	15	612
申込者数	170	349	167	47	27	6	766

※募集数は公表時点のものであり、選考までの間に増減することがあります。

※募集数が0になっている園もありますが、お申込みができないわけではありません。

※募集数は年度によって違います。

- ◎令和8年9月からすべてのお子さんの保育料が無償となります。
- ◎3歳児クラス以上は主食費に加え、副食費がかかります（免除の場合あり）。
- ◎各園によって、諸経費、延長料金等がかかります。



園にかかる諸経費や、延長保育料、3歳児以降の主食費（ご飯）、副食費（おかず・おやつ代）は別途保育園へお支払いいただく必要があります。

園にかかる諸経費



主食費（ご飯）



副食費(おかず等)



副食費の免除

- 第3子以降のお子さま
- 利用者負担区分が1～8A 階層の世帯
- ひとり親世帯または障がい者のいる世帯で利用者負担区分が1～9 階層の世帯